

# 米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画 (概要版)

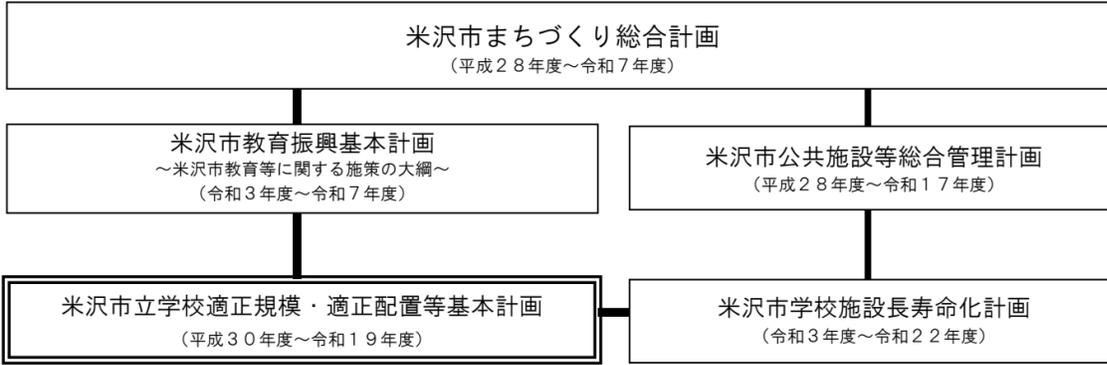
令和6年4月改定

## I 基本計画策定の趣旨 【本冊2ページ】

### 1 計画の目的

近年の少子化に伴い本市小中学校の小規模化が進行する中、将来にわたって義務教育の水準の維持・向上を図り、子ども達一人一人が社会の変化に対応し、これからの時代を担う「生きる力」を育み、望ましい人間形成を図ることができるより良い教育環境の創出と教育の質の充実に目的とする。

### 2 計画の位置付け

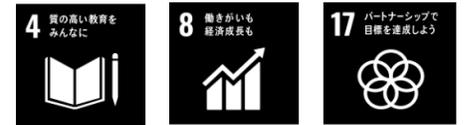


### 3 計画の期間と見直し

計画期間 20年 / 5年ごとに見直し

### 4 計画とSDGsの関わり

開発目標 4・8・17



## II 本市の小・中学校の状況 【本冊4ページ】

### 1 児童生徒数の推移

【児童生徒の総数】 昭和52年度：12,299人、平成29年度：6,474人、令和5年度：5,340人、令和11年度：4,268人（住民基本台帳を基にした推計値）  
 【出生数等】 平成28年度：504人、令和2年度：444人、令和3年度：401人、令和4年度：416人

### 2 小・中学校の規模

#### 【小学校】

学級数	令和5年度	令和9年度	令和11年度
～5学級	広幡小、六郷小		
6～11学級	興譲小、愛宕小、万世小、南原小、塩井小、上郷小、松川小	興譲小、愛宕小、万世小、南原小、 <u>統合小</u> 、上郷小、松川小	興譲小、愛宕小、万世小、南原小、 <u>統合小</u> 、上郷小、松川小
12～18学級	東部小、西部小、南部小、北部小、窪田小	東部小、西部小、南部小、北部小、窪田小	東部小、西部小、南部小、北部小、窪田小

※令和9年度に広幡小、六郷小及び塩井小が統合し「(仮称)統合小」開校予定。

#### 【中学校】

学級数	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和11年度	令和17年度
～6学級	第五中、第六中	第六中			
～11学級	第一中、第三中、第七中	第三中、第七中	第七中		
12学級～	第二中、第四中	第一中、第二中、第四中	第一中、 <u>南成中</u> 、 <u>北成中</u>	<u>南成中</u> 、 <u>北成中</u> 、 <u>東成中</u>	<u>南成中</u> 、 <u>北成中</u> 、 <u>東成中</u>

※令和7年度、第一中と第五中が統合。令和11年度、第一中と第七中が統合し「東成中」開校予定。

※令和8年度、第二中と第三中が統合し「南成中」開校予定。第四中と第六中が統合し「北成中」開校予定。

小学校の規模(図表3)

	令和5年度		令和9年度(推計)		令和11年度(推計)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
興譲小学校	153人	6	157人	6	150人	6
東部小学校	477人	18	439人	17	396人	15
西部小学校	461人	16	421人	16	424人	17
南部小学校	406人	15	337人	12	304人	12
北部小学校	380人	14	316人	12	304人	12
愛宕小学校	194人	8	173人	7	172人	7
万世小学校	208人	8	144人	6	133人	6
南原小学校	129人	6	105人	6	91人	6
広幡小学校	41人	★5				
六郷小学校	36人	★3	163人	6	173人	6
塩井小学校	122人	6				
窪田小学校	302人	12	277人	12	261人	12
上郷小学校	184人	6	134人	6	103人	6
松川小学校	259人	10	225人	8	229人	8
合計	3,352人	133	2,891人	114	2,740人	113

※「★」印の付されている数値には、複式学級が含まれています。

中学校の規模(図表4)

	令和5年度		令和7年度(推計)		令和8年度(推計)		令和11年度(推計)		令和17年度(推計)	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
第一中学校	307人	11	495人	17	471人	16	594人	19	451人	15
第五中学校	199人	6								
第七中学校	231人	9	212人	8	217人	8				
第二中学校	459人	15	434人	14	648人	21	550人	18	473人	15
第三中学校	267人	10	235人	9						
第四中学校	381人	12	387人	13	517人	16	384人	13	359人	12
第六中学校	144人	6	149人	6						
合計	1,988人	69	1,912人	67	1,853人	61	1,528人	50	1,283人	42

小中学校の建築年度(図表5)

建築時期	小学校施設	中学校施設
昭和30年～		米沢市立第五中学校
昭和40年～	米沢市立興譲小学校	
	米沢市立東部小学校	
	米沢市立広幡小学校	
	米沢市立北部小学校	
	米沢市立塩井小学校	
	米沢市立窪田小学校	
昭和50年～	米沢市立南部小学校	米沢市立第二中学校
	米沢市立万世小学校	米沢市立第三中学校
昭和60年～	米沢市立愛宕小学校	
平成元年～	米沢市立松川小学校	米沢市立第一中学校
平成10年～	米沢市立南原小学校	
		米沢市立第七中学校
平成20年～		米沢市立第六中学校
	米沢市立上郷小学校	米沢市立第四中学校

## III 適正化を進めるにあたっての基本的な方向性 【本冊7ページ】

### 1 小中一貫教育の推進

#### (1)小中連携教育と小中一貫教育

【小中連携教育】 小・中学校の教員が情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

【小中一貫教育】 小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

#### (2)小中一貫教育の類型

【義務教育学校】 小中一貫教育の基本形として、一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成し実施する9年制の学校で教育を行う形態

【小中一貫型小・中学校】 組織上独立した小学校及び中学校が、義務教育学校に準じる形で一貫した教育を行う形態

※施設の形態として、「施設一体型」・「施設隣接型」・「施設分離型」がある。

### (3)本市における小中一貫教育の方向性について

- 中学校へ進学する際の違い（ギャップ）の軽減、9年間を見通した小中連携による指導方針に基づく中学校区を基盤とした学校間の交流等。
- 施設分離型の小中一貫教育の採用、一つの小学校から一つの中学校に進学できる環境（いわゆる「一小一中制」）の整備。

### (4)今後の小中一貫教育に関する取組

#### ①施設分離型小中一貫教育の良さについて

- 中学校区内における学校行事等での関わりを通じた中学生の小学生への思いやりや規範意識の醸成。
- 小学生の中学生への憧れの気持ち等の醸成による精神的な発達や社会性の育成。
- 地域学習や伝統芸能継承など地域の特色ある独自の教育活動により地域への愛着を形成。

#### ②施設分離型小中一貫教育の課題について

- 小中学校の各施設が分離しているため、合同授業や合同行事を行うにあたり、来校する児童生徒や教職員が円滑に移動できるように移動手段や動線の設定、授業等前後の待機場所等について、両校の安全に配慮しながら予め検討することが重要となる。
- 施設間の移動時間に配慮した教育計画が必要となり、中学校1校と小学校複数校の連携を進めるうえで、学校間の意思疎通や情報交換が大切となる。

#### ③今後の小中一貫教育の取組について

- 各施設間の移動を計画的に実施するため、各中学校区で連携しカリキュラム・マネジメントを推進していくこととする。
- 校種間を超えた学校行事や交流事業、合同学習などを年間計画に位置付けて同一の目標に向かい児童生徒を育成していく。
- 移動などによる時間的な制約を減らすため、オンラインを活用した交流学習を行う。
- 教員同士においては、学習内容や授業参観での交流を実施し、児童生徒の実態を知る機会を増やし、校種を越えて、互いの児童生徒の様子や状況を共有することで、教員間のつながりを強固なものにしてチーム意識を高める。
- 同一中学校区内の小学校同士において、同じ中学校に進学することを意識した小中連携の充実を図る。
- 「小中連携の日」を継続し、小中一貫校同士が合同で会議を行う日を設定するとともに、小中一貫を推進するための各校のコーディネーターが打合せを行う場合には、オンライン会議を推奨していく。
- 義務教育の9年間を通じた系統的な指導を行うことで、発達段階に応じた切れ目ない教育を目指す。
- 校種を越えた多様な異学年交流を大切に、児童生徒が意図的・継続的に他者と関わる力を高めていく。
- 発達段階を考慮し、小学校高学年における教科担任制の活用や、専門性を生かした小学校への中学校教員の乗り入れ授業など、質の高い授業づくりを行う。
- 地域と共に子どもを育てることを大切に、豊かな自然環境や地域で受け継いできた歴史や文化、伝統や社会生活等を総合的に学ぶ地域学習や地域の特徴に関する探究型学習を通して、ふるさと米沢への誇りと愛情を醸成する。

## 2 特別支援教育の充実

### (1)基本的な考え方

- ①特別支援教育に係る教員の専門性を高め、一人一人の教育的ニーズを踏まえた指導・支援を推進する。
- ②校内体制と関係機関との連携を強化し、切れ目ない支援の充実を図る。
- ③インクルーシブ教育システムへの理解を進め、共生社会の形成および障がいのある子どもの自立と社会参加を目指す。

### (2)現在の本市の状況

特別支援学級は、小・中学校に設置されており、障がいの種別に応じて、知的学級、自閉症・情緒学級、病弱及び肢体虚弱学級、弱視学級、難聴学級がある。設置の状況は、在籍児童生徒の有無に応じて毎年変わることとなる。通常学級に在籍し、特別な指導を必要とする児童生徒に対して指導を行う通級指導（言語、LD等）も行っている。

特別な支援が必要な児童生徒については、「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、保護者と共有することで、本人や保護者の希望に沿った長期的視野に立った切れ目ない支援を行っている。「交流学習や共同学習」を行うことにより、障がいのある子どもにとっても、障がいのない子どもにとっても、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会となっている。

### (3)今後の方向性

#### ①特別支援教育に係る教員の専門性を高める。

採用後10年以内を目安として各教員が特別支援学級や通級指導教室における指導を経験することを促進。各種研修実施に係る校内体制の整備。

#### ②切れ目ない支援の充実を図る。

特別支援学級と通級学級の各教員が連携しやすい体制の構築と学校、保護者及び地域等の主体が連携した支援体制の構築。

#### ③インクルーシブ教育システムへの理解を進める。

- ・児童生徒の支援レベルや特性に応じた指導の実施。交流及び共同学習による相互理解を深め「心のバリアフリー教育」を図る。
- ・「（仮称）統合小学校」について、通級指導教室の拠点としての役割を充実させる。
- ・興譲小学校について、特別支援教育におけるセンター機能（指導者育成・相談体制）を整備する。

## 3 誰一人取り残されない学びの保障の実現に向けて

### (1)現状

コロナ禍を経て、全国的に不登校や別室登校の児童生徒が増加傾向にある。本市における不登校の状況は、小学校では低学年から、中学校では中学1年生から増えてきている。少人数による人間関係の固定化による問題も生じていることから、平成24年から教育活動全体を通して、だれもが行きたくなくなる学校づくりに取り組んでいる。（自他の良さを発見し、児童生徒の自己肯定感、自己有用感を高め、子ども同士の関係づくりを大切にしよう努めている。）

### (2)基本的な考え方

児童生徒一人一人の教育的ニーズを適切に把握し支援を行うことで、個々の学校生活への適応を図ると共に、学級・学年・学校間の連携を密にして実態を把握し、不登校、不適應の未然防止・早期発見・早期解決を図る。また、学校規模の適正化により、固定化した人間関係を解消し新たな人間関係を構築できる環境の整備を図る。

### (3)統合に関わって想定される課題

- 環境の変化（通学方法や多人数交流）に馴染めず、不登校や不適應につながる可能性、人間関係の変化によりいじめにつながる可能性などが想定される。

### (4)今後の取組の方向性（「自己存在感の感受」と「共感的な人間関係の育成」）

誰一人取り残されない学びの保障に向けた対策を進めていくこととする。

- ・統合する学校同士の事前交流、家庭との連携、統合後の良好な人間関係の構築、教育相談、学習や生活に関する事項の確認整備等、一人一人が安全安心に学校生活を送ることができる環境の整備を図る。
- ・児童生徒一人一人に自己指導能力を身に付けさせるために、日常的な生徒指導を充実させる。
- ・児童生徒に係る様々な課題の未然防止教育を充実させ、様々な課題の早期発見・早期解決に努める。状況に応じて関係機関と連携し、専門家の協力を仰ぎながら解決にあたる。

### (5)ガイダンス機能の充実

- 児童生徒本人や保護者の不安や悩み、心配事などを相談しやすい体制をとり、ガイダンス機能の充実を図る。
- 学校・家庭・地域及び関係機関が連携した学校づくりを目指し、児童生徒の豊かな成長を支えていく。

#### 4 再編統合に関する地元代表者協議会の意見の尊重

##### (1) 地元代表者協議会の開催

学校の再編統合は、当該学校の児童生徒の保護者、将来入学する予定の子ども達の保護者、学校活動を支援している地域や団体の理解を得ながら進めることとし、保護者、地区及び教育後援会等の代表等の関係者で構成する「地元代表者協議会」を開催する。

##### (2) 意見書の取りまとめ

地元代表者協議会において、再編統合に関する関係者の意見を取りまとめて「意見書」を教育委員会へ提出する。

##### (3) 意見書の尊重

地元代表者協議会から提出された意見書の内容について、関係者の共通の想いとして受け止め、「統合準備委員会・開校準備委員会」に引継ぐ。

また、「統合準備委員会・開校準備委員会」において、意見書の趣旨を踏まえながら、児童生徒を第一に据えて関係者の想いの具現化に努める。

##### (4) 現在進めている再編統合に係る地元代表者協議会からの意見書の状況(令和5年度現在)

###### 【中学校】

- 第五中学校区地元代表者協議会意見書(令和5年3月15日)
- 第三中学校区地元代表者協議会意見書(令和5年8月4日)
- 第二中学校区地元代表者協議会意見書(令和5年8月21日)
- 第四中学校区地元代表者協議会意見書(令和5年9月15日)
- 第六中学校区地元代表者協議会意見書(令和5年9月26日)

###### 【小学校】

- 広幡小学校区地元代表者協議会意見書(令和5年7月20日)
- 塩井小学校区地元代表者協議会意見書(令和5年8月3日)
- 六郷小学校区地元代表者協議会意見書(令和5年8月22日)

#### 5 適正化の推進に関する情報発信とロードマップの策定

##### (1) 再編統合に関する情報発信の必要性

再編統合を進めるうえで、統廃合に直接関わる児童生徒の保護者、将来、小中学校へ入学することになる児童生徒の保護者、学校を支援している地域・団体及び一般市民へ広く情報発信することが大切であり、正確な情報をわかりやすい形で、適時に届けることができるよう、情報発信する内容や情報発信のためのツールを用意する必要がある。

##### (2) ロードマップの策定

再編統合への理解を深めるために、広く情報発信する方法として、再編統合のあり方及びスケジュールを記載したロードマップを作成する。ロードマップは、わかりやすいものとなるように留意し、市ホームページに掲載するほか機会を捉えて多くの人が情報を共有できるように努めるものとする。

### IV 学校の適正規模【本冊13ページ】

#### 1 適正規模についての基本的な考え方

##### (1) 本市における適正規模の基準(現行の基本計画に掲げる基準)

###### ○学級数

【小学校】各学年2学級以上の12学級以上

【中学校】各学年4学級以上の12学級以上

###### ○1学級当たりの児童生徒数

【小学校】1学級33人(教育山形さんさんプランによる。ただし、令和7年度までに、すべての学年において、1学年の人数が35人までの場合、1学級35人の編制となる予定。)

【中学校】1学級33人(教育山形さんさんプランによる。ただし、1学年の人数が40人までの場合、1学級40人の編制となる。)

##### (2) 小中学校の適正規模に関する基準と新たな視点

国の小中学校の基準	12学級以上18学級以下とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。
-----------	---

国は、小学校における適正な学校規模について、原則として、「12学級以上18学級以下」と定めており、あわせて「地域の実態その他により特別の事情がある」場合には、原則によらないことを認めるものとしている。これは、子ども達にとってより良い教育環境と教育の水準の確保はもとより、あわせて地域において学校が果たす役割について特に配慮したものと考えられる。

本市においては、複式による学級編制とならざるを得ない小規模な小学校については、将来的に児童数が増加することにより複式による学級編制の解消を図ることが見込めない場合には、優先的に隣接する小学校との再編統合を実施することとする。

小学校については、原則として、「各学年2学級以上、全体で12学級以上」を適正規模とするが、一定の児童数が維持され、子ども達の多様な人間関係づくりの機会創出が可能であると認められる場合には、「各学年1学級(単学級)以上、全体で6学級以上」の学校規模とすることを可能とする。

○本市における小学校の適正規模を考えるにあたっては、子ども達にとって十分な教育環境と教育の質を確保することが重要である。

○各校区における地域との関わりを大切にしながら、再編統合後における子ども達と地域の関わり方についても慎重に協議を行う。

○地域に愛着を持ち、地域の未来を担う子ども達を学校と地域と一緒に育てることができるよう取り組む。

###### 【小学校】

小学校の適正規模	各学年2学級以上、全体で12学級以上
小学校の適正規模(※)	各学年1学級(単学級)以上、全体で6学級以上

※多様な人間関係づくりに必要な1学級あたりの児童数が確保されていると認められる場合の特例基準。

###### 【中学校】

中学校の適正規模	各学年4学級以上、全体で12学級以上
----------	--------------------

#### 2 学校規模の適正化に向けた取組

##### (1) 学校規模の適正化の取組

学校規模の適正化を図るにあたって、「学校の統廃合」又は「通学区域の変更」により取り組むことを基本とする。

・小学校については、各校区と行政区が同一であるため地域との関わりを尊重しながら、子ども達にとって十分な教育環境と教育の質を確保できるよう取り組むこととし、学校規模の適正化を図るための一つの手法である「小規模特認校制度」について、その有用性と活用について検討を行うこととする。

・中学校については、原則として「学校の統廃合」により取り組むこととするが、小中一貫教育の教育効果を最大化するための「通学区域の変更」による適正化にも取り組むこととする。

## (2)適正化により期待される効果

- ①学習指導面(学力の向上)
- ②生徒指導面(社会適応力の育成・自己有用感の醸成)
- ③学校運営面(より充実した教育が行える環境づくり)

## (3)小規模校における適正化の取組

交流を通して、子ども達の社会性を涵養する機会、多様な意見に触れる機会の創出が可能となる集団規模の確保を図る。

- ・子ども同士での学び合いや多様な考えに触れる機会創出のため、小中一貫教育の取組として、小学校と中学校の交流を行う。
- ・1人1台端末等を活用し、同一の中学校区内の小学校間で合同授業を行う等、小学校と小学校の連携(いわゆる「小小連携」)による交流を行う。

## V 学校の適正配置 【本冊18ページ】

## 1 適正配置についての基本的な考え方

- (1)学校規模の適正化を図るため、再編統合を基本とした学校の適正配置を進める。
- (2)小中一貫教育を推進するため、一つの小学校区が複数の中学校区をまたがない学校の配置とする。
- (3)再編統合による新たな通学経路の安全対策及び通学に係る支援等に配慮するものとする。
- (4)～(7) (略)

## 2 学校配置の適正化に向けた取組

## (1)中学校

## ①中学校の再編方法

地区	中学校	小学校
中部・東部・松川・万世・山上・上郷	東成中学校	興譲小・東部小・万世小・上郷小・松川小
西部・南部・愛宕・三沢・田沢・南原	南成中学校	西部小・南部小・愛宕小・南原小
北部・広幡・塩井・六郷・窪田	北成中学校	北部小・広幡小・六郷小・塩井小・窪田小

## ②学校施設及び統合年度

中学校	使用する学校施設	開校(統合)年度
東成中学校	第一中学校(改修)	令和11年度 (第一中と第五中は令和7年度に統合)
南成中学校	第二中学校 (敷地内に新設)	令和8年度
北成中学校	第四中学校(改修)	令和8年度

## ③中学校の通学区域の変更

○小中一貫教育の推進を図るため、一つの小学校から一つの中学校へ進学できる環境を整えることとし、令和8年度から次のとおり中学校の通学区域の一部を変更する。

- ア 第一中学校の通学区域の一部を第二中学校(R8開校予定の南成中学校)の通学区域に変更する。
- イ 第二中学校の通学区域の一部を第一中学校の通学区域に変更する。
- ウ 第四中学校の通学区域の一部を第一中学校の通学区域に変更する。

○通学区域が変更となる年度の前後に中学校へ入学する兄弟姉妹がいる場合、兄弟姉妹が異なる中学校に進学することになることから、その負担軽減を図るため特例措置を講じる。

## (2)小学校

## ①小学校の再編方法

中学校	将来の再編統合の組合せ	備考
東成中学校	興譲小学校	小学校 3校
	東部小学校・松川小学校	
	万世小学校・上郷小学校	
南成中学校	西部小学校・愛宕小学校	小学校 2校
	南部小学校・南原小学校	
北成中学校	北部小学校	小学校 3校
	広幡小学校・六郷小学校・塩井小学校	
	窪田小学校	

## ②学校施設及び統合年度

再編統合にあたっては、児童数の推移を注視しながら、子ども達の教育環境と教育の質の確保を第一に取組を進めていくこととする。

- 各小学校の保護者、将来入学する予定の子ども達の保護者及び地域の意向も踏まえながら、地元代表者協議会における協議を通して、統合の方向性や統合年度について決定していく。
- 再編統合後に使用する学校施設は、既存施設及び市有地の有効利用を図ることとし、原則として、対象の学校施設のうちに、施設の状況や周辺環境(人流、交通量等)を勘案し、子ども達の安全、安心な学校生活が確保できる施設を選定する。
- 児童数の推移を踏まえ、教室不足等が見込まれる場合については、必要に応じて、改修や増築等を検討する。

## VI 教育環境に関する配慮 【本冊21ページ】

## 1 統合に伴う子ども達への配慮

子ども達が学校生活を送る教育環境の変化等に対応するため、児童生徒の不安や心配の解消を目的として教育支援員を配置する。

## 2 統合に向けた交流に関する配慮

学習、学校行事、部活動等における児童生徒間の事前交流を行うことを通じ、統合後の学校において、子ども達が親しみや期待を持って学校生活を始められるように配慮する。

あわせて、教員間の事前交流も積極的に行うものとする。

### 3 教育活動に関する配慮

統合に向けて、計画的に統一した指導方針の立案及び教育課程の編成を進める。

### 4 通学環境に関する配慮

統合に伴い学校までの距離が遠くなる児童生徒について、体力面や安全面に配慮しながら、スクールバスの運行を含めた最適な通学方法を検討する。

- ・公共交通機関利用の可否、自転車通学の範囲等に関する現状を踏まえ、年間を通して安全な通学が確保できるよう検討する。
- ・放課後児童クラブを利用する児童について、再編統合後における下校時の移動の安全に配慮する。
- ・通学経路の安全点検を実施し、必要に応じて関係機関に要望等を行う。

## VII 小・中学校の再編統合に関する取組 【本冊22ページ】

### 1 地域説明会

小中学校の再編統合の対象となる学校の児童生徒の保護者、教育後援会、同窓会、地域の方々に対して、適正化の必要性・環境整備の方向性・スケジュール等に関する説明会を開催。

### 2 地元代表者協議会

再編統合に伴い閉校となる学校の校区ごとに、保護者、教育後援会、同窓会及び地域の代表で構成する地元代表者協議会を開催。

- ・統合に関する関係者の合意形成、閉校に伴う不安や心配、統合に向けた要望等について協議する場。各地域のコミュニティセンターと協働して取り組む。
- ・地元代表者協議会において意見書を取りまとめ教育委員会へ提出。

### 3 統合準備委員会・開校準備委員会

再編統合により統合する学校間で、保護者、教育後援会、同窓会及び地域の代表で構成する統合準備委員会・開校準備委員会を開催。

- ・新たな学校づくりに向けた検討事項について、部会等を組織して関係者の協働により取り組む。
- ・学校と地域の橋渡しを担っている校区内の各地域のコミュニティセンターとも連携しながら進める。

## VIII 学校施設の利活用について 【本冊22ページ】

### 1 再編統合に伴い整備する学校施設について

#### (1) 学校施設の改修整備

再編統合に伴い必要となる学校施設について、既存の学校施設を有効に活用するための検討を行う。

- ・改修等を施すことにより安全に学校教育活動及び学校生活を行う施設として確保できると認められる場合は、既存の学校施設を活用した整備を行う。
- ・米沢市まちづくり総合計画実施計画及び学校施設長寿命化計画の事業に位置づけて実施する。

#### (2) 学校施設の新設整備

既存の学校施設の使用が困難と認められる場合や学校施設の適正規模及び適正配置の観点から新たな学校施設の整備が必要と認められる場合、米沢市まちづくり総合計画実施計画及び学校施設長寿命化計画に位置づけて整備を行う。

### 2 再編統合により廃止する学校施設について

#### (1) 学校活動での利活用の確認

再編統合により閉校・廃止となった学校施設の屋内運動場及びグラウンドについて、統合後における学校活動での利活用（部活動等での利用等）の可能性を確認する。

#### (2) 公共施設として廃止した後の利活用

再編統合により閉校・廃止となった学校施設について、他の学校活動での利活用をしない場合、本市「米沢市公共施設廃止後の施設利活用の考え方」に基づき適正な管理に努める。

- ・学校施設として廃止された後の各施設について次の手順で検討し、検討の結果、当該施設の利活用が見込めない場合には、施設の解体・売却等の処分を行う。

①本市事業での利活用 ➡ ②地域団体等による公益目的での利活用 ➡ ③民間事業者等による営利目的での利活用 ⇒ 解体・売却等

## IX 県立中高一貫教育校への対応 【本冊23ページ】

県の動向を見守り、本市における市立学校の適正規模・適正配置に関する施策において対応が必要と認められる場合は、速やかに基本計画の見直しを行うものとする。

## 目指す姿(目標値)

目標(成果指標)	R5(現状値)	R10(目標値)
「複式学級の解消」 複式による学級編制のある学校の数	2校	0校
「一小一中制の推進」 複数の中学校へ進学する小学校の数	6校	0校
「小学校の再編統合の推進」 小学校の設置数	14校	12校
「中学校の再編統合の推進」 中学校の設置数	7校	4校